

2020年度

任意災害補償制度

のご案内とご加入のおすすめ

◆ 業務災害総合保険 ◆

業務災害補償特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院医療費用補償特約、事業主相談費用等補償特約、使用者賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

拝啓 時下益々ご隆盛の段、心よりお慶び申し上げます。平素は当団体の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

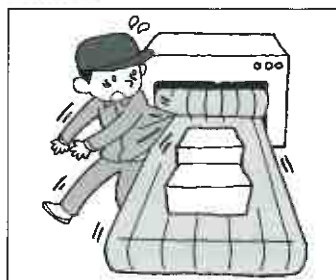
さて、当団体では会員の福利厚生対策として、「任意災害補償制度」を採用しており、社員のほか、パート、アルバイト、派遣社員、構内下請 に対する補償・福利厚生の充実の一環として、この制度がお役に立てるものと考えております。

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当することは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも、重要なことといえます。ぜひ、この機会に多くの会員の皆様が加入されますようご案内申し上げます。

敬具

例えばこのような時にお役に立ちます

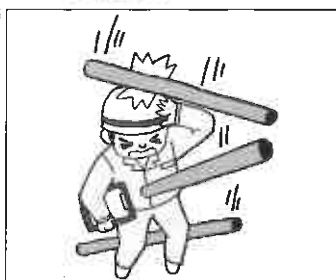
業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



巻き込まれによるケガ



交通事故によるケガ



落下物によるケガ



転倒によるケガ

保 険 期 間

2020年8月1日～2021年8月1日

当制度は団体契約のため毎年8月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外に加入される場合の補償開始日(保険期間開始日)については取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

事業経営を万一の労働災害から守るために

◆保険金は労災認定を待たずにお支払いします。

※業務上疾病に対する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金、自殺行為による身体障害に対する保険金、使用者賠償責任補償特約における損害賠償保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定が必要となります。

◆ご契約者に保険金をお支払いします。

受け取られた保険金は見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお支払いいただきます。

※ご契約時に補償対象者の同意が必要です。

※病気を補償する特約については、病気を被ったご本人に保険金をお支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。

◆業務中の熱射病や日射病も補償します。

◆過労などによる脳・心臓疾患、精神障害を原因として、万一従業員の方が死亡したり、後遺障害が生じた場合にも補償します。

※保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定や、脳・心臓疾患、精神障害を発病した日が保険期間中であることなどが条件となります。

◆団体契約なので個別にご加入いただくよりも割安です。

※50事業者以上の場合：事業者数割引が15%適用されます。

補 償 内 容

給付項目	給付の内容
死亡補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、死亡した場合、ご契約の保険金額をお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じた額をお支払いします。
入院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、入院した場合、入院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日(業務上疾病では入院を開始した日)からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。
手術補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内(業務上疾病では保険期間中)で、同一の原因に基づく身体障害について1回の手術に限ります。
通院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、それがもて通院した場合に、通院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の通院した日数のうち90日が限度となります。
医療費用補償保険金 (注1)	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害*を被り、それがもて身体障害を被った日から365日以内に医師の治療を受け実際に負担した費用に対し、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。
疾病入院医療保険金 (注2)(注3)	病気治療のために入院(日帰り入院を含みます。)した場合に、ご契約の日数(30・60・90日のいずれか)を限度に、入院1日につき日額としてお支払いします。
疾病入院医療費用保険金 (注1)(注2)(注3)	病気治療のために国内で入院(日帰り入院を含みます。)*1し、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合、入院を開始した日を含めて365日目月の末日までに実際に負担した費用*2に対し、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。 *1 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、通院の場合も補償対象となります。 *2 先進医療を受けた場合、入院を開始した日または先進医療を受けた日、いずれか早い日からその日を含めて365日目月の末日までに負担した費用となります。
事業主相談費用等保険金 (注1)	従業員などが業務の遂行または通勤で被ったケガや病気を受けて被保険者が負担する可能性のある責任について、弁護士に相談した場合の費用を補償します。
使用者賠償責任補償保険金 (注1)	従業員などが業務上の事由または通勤により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などの費用保険金をお支払いします。
特約名	特約の内容
地震・噴火・津波 危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波、およびこれらの事由にともない生じた事故または秩序の混乱にともなって生じた身体障害*などについても補償の範囲を拡大してお支払いします。
事業主・役員フルタイム補償特約	ご契約の保険金について、事業主、常勤の役員の方が業務外の事由により生じたケガ(有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)についても補償の範囲を拡大してお支払いします。

* 身体障害とはケガまたは業務に起因して生じた所定の症状をいいます。詳細はご注意事項でご確認ください。

(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。

(注2) 病気を補償する特約については、社員、常勤の役員、常勤のパート・アルバイトが補償の対象者となります。詳細は「被保険者・補償対象者の範囲」をご覧ください。

(注3) 保険金は被保険者(保険の対象となる方)へ直接お支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。

保険金をお支払いできない主な場合など、補償内容の詳細はパンフレットをご覧ください。

◆従業員の増加や入れ替わりがあっても自動的に補償されます。

ご契約時の貴社の売上高と業務内容から保険料を算出します。保険期間中の人数報告や精算などのお手続きは不要です。

※新規設立法人などのご契約の場合には、見込売上高に基づく概算保険料での契約となり、保険期間終了後に確定売上高に基づく保険料との差額を精算する必要があります。

◆保険料は全額損金処理が可能です。

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2020年3月 現在)

◆従業員の年齢に関係なく病気による入院を補償します。

医師の診断や従業員の方々からの個別告知は不要で、保険料は売上高・業種により決定します。

※補償対象者は、社員、事業主、常勤の役員およびパート・アルバイトのみです。詳しくは「被保険者・補償対象者の範囲」にてご確認ください。

(注)保険期間開始時またはこの保険契約の被保険者(保険の対象となる方)となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

◆貴社の業務に従事する方を無記名で補償します。

派遣社員や製造業における構内下請作業員も補償の対象に含めることができます。

◆業務中の地震によるケガも補償します。

補償プラン例(保険期間1年)

業務災害補償特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院医療費用補償特約、事業主相談費用等補償特約、使用者賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

補償内容	ゴールドプラン	スタンダードプラン
死亡補償保険金	3,000万円	1,500万円
後遺障害補償保険金 (1級~14級)	障害等級に応じて 3,000万円~120万円	障害等級に応じて 1,500万円~60万円
入院補償保険金(日額) (1事故につき180日限度)	10,000円	5,000円
手術補償保険金 (1事故につき1回限度)	入院中/入院中以外 10万円/5万円	入院中/入院中以外 5万円/2.5万円
通院補償保険金(日額) (1事故につき90日限度)	5,000円	3,000円
医療費用補償保険金 (注1)(注2)(1事故につき)	100万円限度	100万円限度
疾病入院医療保険金(日額) (1回の入院につき30日限度)	5,000円	5,000円
疾病入院医療費用保険金 (1回の入院につき*) (注1)(注3)	50万円限度	50万円限度
事業主相談費用等保険金 (注1)	100万円限度	100万円限度
使用者賠償責任補償保険金 (注1)	1名/1災害 1億円限度	1名/1災害 1億円限度
地震・噴火・津波危険補償	補償されます	補償されます

(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。

(注2) 身体障害を被った日から365日以内に負担した費用に限りです。

(注3) 入院を開始した日または先進医療を受けた日からその日を含めて365日目の月の末日までに負担した費用に限りです。

* 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、通院の場合も補償対象となります。

月払保険料	貴社年間売上高	売上高2億円の場合	保険期間1年の場合	2020年3月 現在
	卸売業	30,130円		21,020円
	小売業	41,060円		29,820円
	製造業(木製品製造)	91,920円		66,420円

事業者数割引：15%適用 (保険期間開始日時点における加入事業者が50社以上の場合、事業者数割引15%が適用されます。加入事業者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店・扱者までお問い合わせください。)

被保険者・補償対象者の範囲

被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 加えて、使用者賠償責任補償特約においては、役員等を含みます。 建設業の場合は、さらにその下請負人を含みます。 ただし、病気に関する補償については、保険の対象となる方であって、保険証券に記載されている方をいいます。
補償対象者	補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する方であって、保険証券に記載されている方をいいます。使用者賠償責任補償特約、事業主相談費用等補償特約においては、これらの方のうち、次に該当する方をいいます。 1. 現実に労災保険法などによる給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する方 2. 記名被保険者と直接締結された契約(請負契約、委託契約などをいい、数次の請負または業務委託を含みます。)に基づき、記名被保険者の業務に従事する1.以外の方

当制度の補償対象者には、事業主、役員、社員のほか、パート、アルバイト、派遣社員、構内下請を含みます。
ただし、その勤務形態や雇用形態によって補償の範囲が異なります。

- …補償されます。
×…補償されません。

	身体障害		病気
	業務中(※3)	業務外	
事業主(※1)、常勤(※2)の役員	○	○	○
社員、常勤(※2)のパート、常勤(※2)のアルバイト	○	×	○
上記以外の補償対象者	○	×	×

- ※1 契約者が個人事業主の場合、個人事業主本人のみとなります。
※2 常勤とは、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ平均労働時間が15時間以上の方をいいます。
※3 業務中には通勤途上を含みます。

ご注意事項

■身体障害について

身体障害とは、次の1.~5.をいいます。

- ケガ
 - 急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - 有毒ガス・有毒物質による急性中毒
- 業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- 業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、次の事由によるものをいいます。
 - 熱および光線の作用(熱射病、日射病等)
 - 気圧または水圧の作用(潜函病等)
 - 低酸素環境への閉じ込め(酸素欠乏症等)
 - 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(潜水病等)
- 上記1.2.3.以外の業務上疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次のものをいいます。
 - 労災保険法などによる給付が決定されたもの(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金)
 - 労災保険法などによる給付請求が受理されたもの(入院補償保険金、手術補償保険金、入院補償一時金)
 いずれも、石綿による肺がん・中皮腫その他の健康障害、塵肺症(じんばいしょう)を除きます。
- 労災認定された自殺行為による身体障害

■ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によってご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■同意について

業務災害総合保険をご契約いただく際には、ご契約の締結について必ず補償の対象となる方(代表となる方)の同意の確認が必要となります。

■損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社東京第二プロチャネル 営業部
〒163-0814
東京都新宿区西新宿2丁目4-1 新宿NSビル14階
TEL.03-6894-9110
受付時間:午前9時~午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは
株式会社榎田事務所
〒207-0032
東京都東大和市蔵敷3丁目-691-2 口-7-205
TEL.042-567-1651
担当者:榎田 義憲